

第11回相続セミナーから (2月16日開催)

■相続のもめ事の原因と対処

<相続のもめ事の原因は3つ>

1.金銭

相続人の約7割が相続財産をあてにしている。(お金を当てにしている)

2.きょうだい間の愛情のもつれ(親からの援助)

親はみな平等に、子供に愛情をかけているつもりでも、子供はそうに見ていない。子供の教育から孫の援助まで細かいところまで比較している。

3.本家 vs 分家

現在の民法は均分相続。(子供の分割は等分) 室町、江戸時代から第2次大戦後の民法改正まで長い間家督相続が続いてきた。

※家督相続:旧民法で戸主が死亡・隠居などをした際、一人の相続人が戸主の身分・財産を相続すること。それに伴うすべての権利・義務を含む。

分家の主張:私にも均分の相続権がある。(民法上の権利)

本家の主張:親の扶養義務、お墓の守、仏壇の守、親戚付き合い(冠婚葬祭、法要)菩提寺行事、近所付き合いなど多くの義務がある。権利を主張するなら義務も等分に相続すべきだ。

現在の相続事例では、本家中心の相続が約6割行われている。被相続人(亡くなる人)は80代、まだ旧民法の考えが続いている。=均分ではない相続

その中で、遺言書の有無をみると。

※遺言あり

2009年～2010年までの平均 9%

2012年の平均 13%

2割に満たない……ここにもめるものがある。

※裏面参照

もめやすいパターン図

<もめない遺産分割>

被相続人(ご本人:資産を残す人)

1.遺言書は対策になる

想いを伝える遺言書を書く

2.親が日頃から相続の大切さを子供全員に伝える。

家を守る財産を守るという気持ち、本家の大切さをつたえる。

親の言葉は絶大な重み。親の相続方針をはっきり伝える。

3.跡取りを決める

決めたら、対策をやらせてみる。任せる。

相続人(跡取り)

1.親とのコミュニケーションをとる。

話すことより⇒見ること(目を見て)⇒聞くことが大切
口・目・耳を使う。

親よく話さない、ちゃんと目を見て、しっかり聞いてやりなさい。

2.聞いておきたいことを確認しておく

認知症準備(財産管理契約、後見、遺言、信託契約)、介護の希望、施設の希望、終末期医療の方針、葬儀の仕方など。

3.任せてもらう子供

親と子の信頼感、家を大事にする気持ち、何よりも親孝行である。

※残念ながら親と子のコミュニケーションが出来ていない。

相続を任せてもらえる子供は非常に少ないのが現状。
だから相続対策は進まない。

※私たち専門家も手の出し用がない。対策はあるが実行できない。

<まとめ>

●もめやすいケースを認識することが大事。認識が危機を救う。

●売り言葉に買い言葉にならない。一步下がる余裕が必要。

●遺す人が、相(すがた) 心(おもい)をつたえるのが相続。

●受継ぐ人が、遺す人の想い・生き方・しがらみをきちんと残すことが相続。

相続格言

「相続＝譲った人が後の人生で得をする」

◆第12回 相続セミナー◆

次回開催は5月11日(土曜日)

ふれあい福寿会館4階(403・404)で開催します。

～次回テーマ～

- ・想いを伝える相続とは
- ・エンディングノートから遺言の書き方
- ・無料相談会の予定です。

※エンディングノートを使い遺言の書きかたの基礎を学習します。

※相続パターン図の一例(参考図)

	もめにくいケース	もめやすいケース
兄弟姉妹 続柄	長男・次男・長女	長女・次女・長男
長男家族	両親と完全同居	両親と別居
相続人 職業・関心事	芸術家・作家・芸能人 会社経営・多彩趣味	無職、趣味無し
本家の意識	本家はその都度 気を使っている	誰が本家か分かりにくく なっている